

# お名前 .com レンタルサーバーサービス会員規約 2012 年10月4日改定新旧対照表

## 第 13 条 (独自ドメインサービスについて)

### 第 13 条 (独自ドメインサービスについて)

4. 会員は、お名前 .com レンタルサーバーにおいて独自ドメインサービスの提供を受けるにあたり、本規約の他、当社が別途規定する以下のお名前 .com のサービス利用に関する規約等に同意するものとします。

### 第 17 条 (自己責任の原則)

1. 会員は、本サービスを通じて、会員が発信し、発信した、または保存、登録等する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に対していかなる迷惑及び損害を与えないものとします。また、会員が発信し、または発信した情報により当社が損害を被った場合に、会員は、その損害を賠償するものとします。

### 第 23 条 (青少年にとって有害な情報の取扱について)

4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。
5. 前項の場合であっても、当社は第 2 項 (4) の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

### 第 27 条 (サービスの停止)

1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、当社の任意の判断に基づき、会員に事前に連絡することなく、本サービスの提供の全部または一部を停止することができるものとします。
1. 天災、事変、その他の当社の責によらない非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法第 8 条に定める処置を行う場合
2. 前号の法律上の要請の如何にかかわらず、天災、事変、その他の当社の責によらない非常事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合
3. 電気通信設備の保守上または工事、障害その他やむをえない事由が生じた場合
4. 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員

### 第 31 条 (損害賠償)

1. 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、会員に対し本サービスを提供できなかったときは、会員が、本サービスをまったく利用できない状態にあることを当社が知った時刻 (以下、「障害発生時刻」といいます。) から起算して、連続して 24 時間以上、本サービスがまったく利用できなかったときに限り、会員に生じた損害を賠償するものとします。ただし、当社は、法人および事業のために本サービスを利用する個人の会員 (以下、「事業者会員」といいます。) に対しては、一切責任を負わないものとします。

## 改定後 (新: 2012.10.4 改定)

### 第 13 条 (独自ドメインサービスについて)

4. 会員は、お名前 .com レンタルサーバーにおいて独自ドメインサービスの提供を受けるにあたり、本規約の他、当社が別途規定するドメイン登録に関する規約等 (参照 <http://www.onamae.com/agreement/>) に同意するものとします

### 第 17 条 (自己責任の原則)

1. 会員は、本サービスを通じて、会員が発信し、発信した、または保存、登録等するデータ、プログラム及びその他一切の電磁的記録 (以下、「データ等」といいます。) につき一切の責任を負うものとし、当社に対していかなる迷惑及び損害を与えないものとします。また、会員が発信し、または発信したデータ等により当社が損害、損失、費用、支出等 (合理的な範囲の弁護士その他の専門家の報酬及び費用を含みますが、これらに限られません。以下、本条において「損害等」といいます。) を被った場合に、会員は、当該損害等を賠償するものとします。

### 第 23 条 (青少年にとって有害な情報の取扱について)

4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合であっても、当社は第 2 項 (4) の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

### 第 27 条 (サービスの停止)

1. 当社は、以下の各号に該当する場合には、当社の任意の判断に基づき、会員に事前に連絡することなく、本サービスの提供の全部または一部を停止することができるものとします。
1. 天災、事変、疫病の蔓延、その他の当社の責によらない非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法第 8 条に定める処置を行う場合
2. 前号の法律上の要請の如何にかかわらず、天災、事変、疫病の蔓延、その他の当社の責によらない非常事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合
3. 電気通信設備の保守上または工事、障害その他やむをえない事由が生じた場合
4. 前各号の他、当社の故意又は重過失に基づかず、当社が必要止むを得ないと判断した場合。

### 第 31 条 (損害賠償)

1. 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、会員に対し本サービスを提供できなかったときは、会員が、本サービスの全部を利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上、本サービスの全部が利用できなかったときに限り、会員に生じた損害を賠償するものとします。

2. 前項の規定、またはその他の事由により当社が損害の賠償をする場合において、当社は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、障害発生日を含む月における当該会員の本サービス利用料金1ヶ月相当額を上限としてその損害を賠償します。  
第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用せず、当社は、直接かつ通常の損害について賠償するものとします。ただし、当社は、事業者会員に対しては、一切責任を負わないものとします。

### 第33条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの内容および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 本サービスの提供の遅延、変更、中止または廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失または毀滅等、その他本サービスの利用に関連して会員に損害が発生した場合は、当社の故意または重過失による場合を除き、当社が別途定める範囲内においてのみ責任を負うものとします。ただし、当社は、事業者会員に対しては一切の責任を負わないものとします。

2. 前項の規定、またはその他の事由により当社が損害の賠償をする場合において、当社は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害発生の直接の原因となった障害等発生日を含む月における当該会員の本サービス利用料金1ヶ月相当額を上限として、その損害を賠償します。但し、当社の故意又は重過失により、事業者会員以外の会員に生じた損害を当社が賠償する場合には、当該会員に現実に生じた損害のうち通常の損害を賠償するものとします。

### 第33条（免責事項）

当社は、本サービス内容及び提供並びに会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとします。

以下、新設

第6条（当社が行う退会手続き）第1項の7

第21条（情報の削除）第3項

第29条（バックアップ）

第30条（通信の秘密の保護）